

令和5年度宮城県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県の水田面積は、103,100haで、耕地面積の約82%を占めている。水田の利用状況は、令和4年産で主食用米の作付面積が57,000haと約55%を占め、次いで大豆が約11,300ha、飼料用米約10,400ha、飼料作物約5,900haとなっている。

主食用米の需要が年々減少している中、農業経営の安定に向けて、需要に応じた主食用米の生産はもとより、収益性の高い園芸作物や水田フル活用の重点作物である大豆・麦類、畜産業の盛んな本県の特徴を生かしたWCS用稻（稻発酵粗飼料）や飼料作物を中心に、本作化に向けた取組を支援し、農業所得の向上と競争力の高い宮城の水田農業の実現を目指すことが必要である。

また、農業者の減少や高齢化が進展する中、担い手への農地集積・集約による大規模化を進める必要があるほか、燃料や肥料等、資材価格が高騰していることから、生産性向上に向けた、省力化や低コスト化の取組の推進がこれまで以上に重要となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本県の農業産出額（令和3年）は、米が約36.1%、畜産が約42.9%を占め、園芸作物は約18%となり、畜産が米を上回ったが、これは農業生産構造の変化よりも、主食用米の取引価格の低下の影響によるところが大きいと考えられる。また、園芸作物の割合は大きな変化がなかったことから、引き続き、米を中心となっている本県の農業生産構造から脱却を図り、園芸作物の導入と生産支援により農業経営の安定化を推進することが必要となっている。

県では、「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」（令和3～12年度）において、園芸産出額の倍増、競争力の高い園芸産地の確立を掲げており、その園芸部門の行動計画である「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」（令和3～7年度）で「大区画ほ場等を活用した露地園芸の推進」を基本方針の1つに掲げている。

米政策の大きな転換が求められる中、水稻から土地利用型露地園芸への転換誘導と定着に向けた取組を進める。また、実需者との安定・継続した取引を図るため、各種事業を活用し、従来の地域の枠を越えた産地間の広域連携による安定供給体制を構築し、加工・業務用園芸団地を育成する。

また、国では米輸出の飛躍的な拡大に向けて「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」に取り組んでおり、本県では、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく重点品目（コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品）の輸出産地として、県内で3事業者が登録され輸出の拡大に取り組んでいる。引き続き、新市場開拓用米を水田フル活用の主要な取組として位置付け、今後も米輸出拡大に積極的に取り組んでいく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

県内の20a以上の基盤整備済みの汎用化水田は約72%で、このうち約45%は50a以上の大区画ほ場が整備されている。また担い手への農地集積率は約62%となっており、いずれも全国でも比較的高い水準となっている。大区画水田のメリットを最大限に活かす

とともに、水田をフルに活用した土地利用型農業を推進し、農地利用の高度化を図り、競争力の高い農業を一層推進していく必要がある。

また、各地域における水田の利用状況の確認や、長期間にわたって畑作物の作付が定着している水田の畠地化の支援等の取組が行われた結果、令和4年度には約10haが畠地化した。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について「5年水張りルールの具体化」が示されたことや、畠地化に向けた国の支援施策が拡充されたことなどから、畑作物の作付が定着している地域で、今後の取組を検討する必要性が高まることが想定される。そのため、地域の実情に応じた畠地化の取組や、ブロックローテーションの体系の見直し・再構築など、関係機関・団体が連携して支援する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米は消費が年々減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、積みあがった民間在庫量は、昨年よりも改善が図られてきているものの、コロナ前の水準には達していない。また、令和4年産のJA概算金は、昨年を上回ったものの、コロナ前の水準には戻っていないほか、生産資材費の高騰などから農業者の経営は厳しい状況が続いている。こうした状況を踏まえ、国が示す全国の需給見通しや地域農業再生協議会の生産計画等を考慮し、宮城県農業再生協議会として主食用米の「生産の目安」を設定し、需要に応じた生産・販売の取組を一層徹底していく。また、売れる米づくりに向け、高品質で良食味な米づくりに取り組むとともに、農地の集積・集約化や低コスト・省力化技術の普及などによる生産コストの低減や金のいぶき等付加価値の高い米の生産を推進する。

(2) 備蓄米

令和元年産の落札実績により設定された令和2年産から令和4年産までの県別優先枠(11,600トン)が令和5年産も継続されることになり、安定した政府買入が見込まれていることから、水田フル活用の取組として、取組を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米は、米穀の主要な転換作物となっており、令和4年産では大豆に次いで取組面積が多くかった。配合飼料価格が高騰する中、国の動向も見ながら品質の向上や収益性の確保に向け、多収品種の作付誘導や低コスト生産の取組を支援する。

イ 米粉用米

米粉用米については、小麦の代替としてだけではなく、グルテンフリー食品等、新たな用途として需要の拡大が期待されている。このため、米粉用米の安定供給に向けて、低コスト生産等の取組を支援する。

ウ 新市場開拓用米

新市場開拓用米(輸出用米)は、実需との連携により、取組が年々拡大している。国では米輸出の飛躍的な拡大に向け、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」に取り組み、更なる取組拡大を推進している。米の輸出による産地づくりに向け、低コスト生産等の取組を支援する。

エ WCS用稻

WCS用稻は、米穀の転換作物として、農業産出額に占める畜産の比率が高い本県の特徴を生かし、耕畜連携により持続的な取組拡大を行うことで、輸入粗飼料が高騰する中、飼料自給率の向上が期待される。このため、畜産農家と結びついた産地づくりに向けて作付拡大を推進する。

才 加工用米

加工用米は、酒造用や加工食品用を中心に実需と連携した取組が行われており、需要に応じた安定的な取引を継続していくため、低コスト生産や複数年契約の取組を支援する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

大豆・麦類は、本県水田農業の基幹作物であり、水田フル活用の重点作物として、需要に応じた作付や生産性の向上に取り組み、実需者と一体となった産地づくりを推進する。また、産地づくりに当たっては、国の麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト等の支援策の活用とともに、作付拡大、安定生産の取組を支援する。

飼料作物は、畜産県である本県の特徴を生かした耕畜連携により、持続的な取組拡大を支援することで、飼料価格の高騰対策や飼料自給率の向上が期待される。

また、子実用とうもろこしは、一部地域で試験栽培が実施され、取組拡大に向けた動きが活発化しており、畜産業や飼料メーカー等実需と結びついた産地づくりに向け、販売先を確保した作付拡大の取組を支援する。

(5) そば、なたね

中山間地域等の条件不利地域において、麦・大豆、新規需要米等の作付が困難な地域や、地域特産作物として実需者等との結び付きが強い地域において、需要に応じた生産振興を図るとともに、排水対策等による単収増加と団地化等による生産コストの低減を推進する。

(6) 地力増進作物

地力増進作物の作付は、連作障害による収量の低下の対策として有効であり、また、化学肥料等の使用を抑えることで、環境に配慮した土壤づくりが行えることから、クローバー、レンゲ、ヘアリーベッチ等の地力増進作物の作付を推進する。

(7) 高収益作物

水田農業の高収益化に向け、ばれいしょ、ねぎ、たまねぎ、えだまめ、さつまいも等の加工・業務用野菜を中心とした園芸作物の作付拡大を推進する。園芸作物の拡大に当たっては、担い手への農地集積・団地化による高品質安定生産と作業効率の向上や機械化一貫体系の推進やアグリテック導入等による省力化を図るとともに、露地園芸の新規及び大規模作付の取組を支援する。

これらの取組を推進するため、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる、水田を活用した露地園芸の取組に対して、産地交付金を活用して支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	57,000	-	56,935	-	56,935	-
備蓄米	2,155	-	2,200	-	2,200	-
飼料用米	10,416	-	9,000	-	9,000	-
米粉用米	155	-	175	-	175	-
新市場開拓用米	727	-	900	-	900	-
WCS用稻	2,672	-	3,000	-	3,000	-
加工用米	653	-	650	-	650	-
麦	2,323	596	2,400	550	2,400	550
大豆	11,293	1,165	11,500	1,270	11,500	1,270
飼料作物	5,901	523	6,300	540	6,300	540
・子実用とうもろこし	158	0	300	0	300	0
そば	545	76	555	103	555	103
なたね	1	0	1	0	1	0
地力増進作物	37	2	200	2	200	2
高収益作物	3,497	9	3,785	9	3,785	9
・野菜	2,967	9	3,207	9	3,207	9
・花き・花木	172	0	186	0	186	0
・果樹	284	0	307	0	307	0
・その他の高収益作物	74	-	85	-	85	-
その他	-	-	-	-	-	-
・	-	-	-	-	-	-
畠地化	10	-	755	-	755	-

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	目標値	
				前年度(実績)	目標値
1	野菜、花き、果樹 (露地に限る) (基幹作物)	大規模露地園芸助成	水田作での新たな1ha以上の露地園芸作付面積	(R4年度) 75ha	(R5年度) 100ha
2	野菜、花き、果樹 (露地に限る) (基幹作物)	露地園芸助成	水田作での新たな30a以上の露地園芸作付面積	(R4年度) 75ha	(R5年度) 120ha
3	新市場開拓用米 (基幹作物)	新市場開拓用米の低コスト生産助成	①低コスト技術導入面積 ②生産費	(R4年度) 101ha (R4年度) 95千円/10a	(R5年度) 150ha (R5年度) 94千円/10a
4	加工用米 (基幹作物)	加工用米の低コスト生産助成	①低コスト技術導入面積 ②生産費	(R4年度) 318ha (R4年度) 95千円/10a	(R5年度) 330ha (R5年度) 94千円/10a
5	加工用米 (基幹作物)	加工用米の複数年契約助成	①加工用米複数年契約取組面積 ②加工用米収量	(R4年度) 114ha (R4年度) 545千円/10a	(R5年度) 120ha (R5年度) 550kg/10a
6	飼料用米 (基幹作物)	飼料用米の低コスト生産助成	①低コスト技術導入面積 ②生産費	(R4年度) 10,343ha (R4年度) 95千円/10a	(R5年度) 9,000ha (R5年度) 94千円/10a
7	大豆、麦、 飼料作物、WCS用稻 (基幹作物・二毛作)	大豆・麦類、飼料作物、WCS用稻の作付拡大助成	(大豆) 作付面積 (麦) 作付面積 (飼料作物) 作付面積 (WCS用稻) 作付面積 ※面積はいずれも 基幹作・二毛作の合計	(R4年度) 11,293ha (R4年度) 842ha (R4年度) 2,323ha (R4年度) 9ha (R4年度) 5,900ha (R4年度) 42ha (R4年度) 2,672ha (R4年度) 428ha	(R5年度) 11,500ha (R5年度) 207ha (R5年度) 2,400ha (R5年度) 77ha (R5年度) 6,300ha (R5年度) 400ha (R5年度) 3,000ha (R5年度) 328ha
8	米粉用米 (基幹作物)	米粉用米の低コスト生産助成	①低コスト技術導入面積 ②生産費	(R4年度) — (R4年度) —	(R5年度) 175ha (R5年度) 94千円/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:宮城県

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	大規模露地園芸助成	1	50,000	野菜、花き、果樹(露地に限る)(基幹作物)	対象作物のうち1品目を新たに1ha以上拡大(※5年を限度に交付)
2	露地園芸助成	1	30,000	野菜、花き、果樹(露地に限る)(基幹作物)	対象作物を新たに30a以上の団地で取組む(※5年を限度に交付)
3	新市場開拓用米の低コスト生産助成	1	10,000	新市場開拓用米(基幹作物)	低コスト技術の実施
4	加工用米の低コスト生産助成	1	5,000	加工用米(基幹作物)	低コスト技術の実施
5	加工用米の複数年契約助成	1	5,000	加工用米(基幹作物)	複数年契約
6	飼料用米の低コスト生産助成	1	3,000	飼料用米(基幹作物)	低コスト技術の実施
7	大豆・麦類、飼料作物、WCS用稻の作付拡大助成	1	6,000	大豆、麦、飼料作物、WCS用稻(基幹作物)	対象作物の前年度からの拡大面積に応じて支援
7	大豆・麦類、飼料作物、WCS用稻の作付拡大助成 (二毛作)	2	6,000	大豆、麦、飼料作物、WCS用稻(二毛作)	対象作物の前年度からの拡大面積に応じて支援
8	米粉用米の低コスト生産助成	1	3,000	米粉用米(基幹作物)	低コスト技術の実施

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。